

短中長期経営計画

平成26年9月

沖縄県土地改良事業団体連合会

目次

1.経営の健全化に向けた「短中長期計画」策定の趣旨・	1
2.計画期間・	1
3.短中長期計画・	2
4.技術力の向上と体制強化方針・	4
5.今後の役割と必要性・	5

1. 経営の健全化に向けた「短中長期計画」策定の趣旨

沖縄県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という）は、農業農村整備事業を行う市町村、土地改良区等の共同組織として、農業農村整備事業の適切かつ効率的運営を確保し、共同の利益を増進することを目的に、土地改良法に基づき国が認可した公法人である。

沖縄県の農業農村整備は、本土復帰後に本格的にはじまり、これまで4次にわたる沖縄振興計画等によるさまざまな施策を推進してきた結果、農業生産基盤及び農村生活基盤が着実に整備され、農業農村の振興に大きく寄与してきた。

しかしながら、かんがい施設等は未だ全国平均と比較して整備率が低い状況にあり、引き続き整備を推進することとしている。また、沖縄県は離島を中心に農業従事者の減少・高齢化が進行しており、農村を活性化させる取組が必要である。

このような中、沖縄県においては、沖縄21世紀ビジョンの実現に向け、沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）及び実施計画を策定し、農林水産業の振興を図るため、「亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興」を基本施策とし、「亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備」や「フロティア型農林水産業の振興」等の施策を展開している。

また、国においては、農業・農村の所得倍増を目指し「強い農林水産業」「美しく活力ある農村漁村」「国土強靱化」の実現に向けて、精力的に施策を打ち出しているところである。

連合会の会員である市町村、土地改良区からは、これら国、県の施策を推進し、沖縄21世紀ビジョン基本計画等で定められた関連施策の目標達成に向けた事業要望が多いことから、当連合会の果たす役割は今後ともきわめて重要であり、連合会の継続的で健全な運営を確保するため、本計画を定める。

2. 計画期間

この計画は、県の「沖縄21世紀ビジョン基本計画」との整合性を図り、計画期間を平成33年までの8カ年計画とする。

ただし、「沖縄21世紀農林水産業振興計画」後期（H29年度～H33年度）の策定時など、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 短中長期計画

沖縄県が策定した農業農村整備長期計画である『新ゆがふ「むら」づくり』の施策に沿って、県・市町村・土地改良区等関係機関と連携を図りながら事業推進に取り組んでいく。

また、安定的・計画的な農業農村整備事業の促進のため、予算確保の要請活動や地域の実態を踏まえた事業制度の創設に関する提言など、農業農村整備関係者の意見が国及び県の施策・予算等に反映されるよう行動する。

1) 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備 「むら」をつくる 【成果指標】

(『新ゆがふ「むら」づくり』 沖縄県農林水産部 平成26年2月)

区分	要整備量	平成23年度(基準年)	平成28年度(目標)	平成33年度(目標)
農業用水源整備	39,200ha	22,743ha 58%	24,700ha 63%	26,700ha 68%
かんがい施設整備	39,200ha	17,294ha 44%	19,200ha 49%	21,600ha 55%
ほ場整備	33,200ha	19,260ha 58%	20,200ha 61%	21,600ha 65%

【連合会の取組】

- ① 農業用水の安定供給を図るため、かんがい効率や営農効率の高いかんがい手法の検討及び導入を図り、地域特性に応じた多様な整備手法を用いた水源及びかんがい施設整備を進める。併せて、維持管理費軽減のための再生可能エネルギーの導入を推進していくため、調査段階から実施設計、現場技術業務まで支援を図る。
- ② 農業水利施設の長寿命化と耐震化、更新整備等に取り組む。また、新技術開発、コスト削減対策等に向けて、積極的に取り組むとともに、そのための必要な予算の確保を求めた要請を行う。

2) フロンティア型農林水産業の振興 「むら」でやすらぐ

【成果指標】

(『新ゆがふ「むら」づくり』 沖縄県農林水産部 平成 26 年 2 月)

成果指標	要整備量	平成 23 年度 (基準年)	平成 28 年度 (目標)	平成 33 年度 (目標)
グリーン・ツーリズムにおける交流人口 (農家民宿)	10 万人	4 万人	7 万人	10 万人
汚水処理人口普及率 (農業集落排水施設)	86,662 人 100%	63,276 人 73%	71,795 人 83%	77,795 人 90%
農地・水保全管理活動取組面積 (取組率)	43,037ha	9,402ha 22%	11,000ha 26%	12,500ha 29%

【連合会の取組】

- ① 安全で住みよい農山漁村地域の生活環境を確立するため、水土里情報システムを活用し、集落環境整備の促進を図る。
- ② 農業農村整備事業における、生産活動やイベント等の情報の紹介を行うとともに、農山漁村地域の多面的な魅力について、ITや展示会等メディアを通じたPRを図る。

3) 農林水産業の担い手育成及び経営安定対策等の強化 「むら」をはぐくむ

【成果指標】

(『新ゆがふ「むら」づくり』 沖縄県農林水産部 平成 26 年 2 月)

区分	要整備量	平成 23 年度 (基準年)	平成 28 年度 (目標)	平成 33 年度 (目標)
耕作放棄地解消面積	2,696ha	140ha 5%	350ha 13%	700ha 26%

【連合会の取組】

- ① 荒廃した耕作放棄地の再生利用に向けた取組を総合的に支援し、農地の確保及びその有効利用を図る。特に新たに創設された農地中間管理機構と連携を図り、当連合会が有する技術、経験、水土里情報システムが積極的に活用できるように取り組む。
- ② 当連合会の会員である土地改良区は、末端管理組織の弱体化、農家の負担能力の低下、老朽化施設の増加、財務問題等により、土地改良施設の適正な管理が難しくなる傾向にあるため、土地改良区の合併等の支援や土地改良施設の診断等に必要な検討や助言などを行い土地改良区の組織運営基盤の強化の支援に取り組む。

- ③ 新たに創設される多面的機能支払制度を積極的に活用し、土地改良施設の維持、管理及び農村環境を保全するため、市町村、土地改良区等を支援していく。

4) 農林水産業の安全・安心の確立 「むら」でまもる

【成果指標】

(『新ゆがふ「むら」づくり』 沖縄県農林水産部 平成26年2月)

区分	要整備量	平成23年度 (基準年)	平成28年度 (目標)	平成33年度 (目標)
水質保全対策整備	17,600ha	5,748ha 33%	7,200ha 41%	8,800ha 50%

【連合会の取組】

- ① 赤土等流出の実態に応じた農地等の各種発生源対策の強化、既存対策施設の適切な維持管理、流出防止技術の研究開発、堆積土砂対策の検討など総合的な対策を支援する。
- ② 農地からの赤土等流出防止のための営農及び土木の総合的かつ効率的な対策を定めた「赤土等流出防止農地対策マスタープラン」が市町村別に策定及び見直しが図られるよう、水土里情報システムを活用し支援する。

4. 技術力の向上と体制強化方針

当連合会は農業農村整備をめぐる動向を踏まえ、短中長期の安定的な運営の確保並びに適正な人員の配置と合わせて、会員を中心に技術指導・支援を行うとともに、国及び県の施策に対する会員への技術的協力を行うために更なる技術力向上を図る必要がある。

そのためには、職員の提案能力及び資格取得等による質的向上を図り、研修等で職員の業務に対する意識変革を求め業務の効率化と信頼ある成果品づくりの職場環境を構築する。

また、沖縄県からの職員派遣については、従来から、会員を中心とする顧客へ提供する成果品等の品質確保と会員への技術的支援等を行うため、連合会職員の「法令遵守意識」、「農業農村整備事業制度の周知」、「調査設計技術」等を高めることを目的として当連合会からの要請により、実施しており一定の成果を挙げてきたところである。

5. 今後の役割と必要性

沖縄県の農業・農村は、温暖な気象条件等の地域特性を生かした多彩な農産物を生産し、県民等に安全・安心な食料を安定的に供給するため、重要な役割を果たしている。

しかしながら農村地域においては、過疎化、高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増大及び台風、干ばつ等の自然災害など多くの課題が山積しており、先人達が築き守ってきた多面的な農村の役割に甚大な影響を及ぼすことが懸念されている。

これらの課題を解決し、国、県の施策目標を着実に実現していくためには、生産基盤の整備や農村漁村の防災・減災など、強い農林水産業のための基盤づくりをしっかりと推進していく必要がある。

また、長年に亘り整備されてきた農業用施設等の長寿命化など保全管理施策が今後、重要な位置付けとなっている。

そこで、地域資源保全・管理を担っている市町村、土地改良区にあつては、老朽化した農業水利施設の保全管理及び防災・減災関連対策事業の計画を行う必要があるが、体制整備の遅れや技術職等の配置不足で、管理運営計画等が不十分であり、益々当連合会の役割が重要となつてきている。

これらの農業農村整備事業を進めるにあたっては、環境との調和、循環型社会の創造など、地域特性に応じた事業展開が求められており、制度が大きく変化し、高度化していることから、全国にネットワークのある農業農村整備事業の推進支援団体である連合会の市町村、土地改良区等への指導・援助は今後も必要である。

特に、国や県の動向や新たな事業制度・拡充等といった行政側からの情報は、迅速に会員である市町村、土地改良区等へ伝達することが重要となることから、連合会では引き続き沖縄県からの職員の派遣を要請し、県と連携して情報の共有・交換を行い、会員への効率的、効果的な情報伝達と総合的な支援活動を展開する。

このように、連合会が会員に対して果たす役割は依然として重要であることから、今後、連合会としては業務の効率化を図るとともに、職員の技術向上や法令遵守に向けた人材育成を進める。